

番号	対象局 (団体) 措置区分	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
				講じた措置の概要
12	都立学校教育部	都立学校教育部及び各学校は、文部科学省が定めるガイドブックに基づき、部は専門的見地から、各学校は日常的に施設を使用する立場から、それぞれ非構造部材点検を実施し、文部科学省へ報告することされている。	都立学校教育部及び各学校は、文部科学省が定めるガイドブックに基づき、部は専門的見地から、各学校は日常的に施設を使用する立場から、それぞれ非構造部材点検を実施し、文部科学省へ報告することされている。	本件で指摘となった鶴ヶ丘高校外3校において以下の是正・改善措置を行った。 鶴ヶ丘高校は、天吊りプロジェクト等11点の落下防止対策工事を発注し、令和6年7月8日に完了した。あきる野学園は、令和6年8月に行う非構造部材委託点検は、各学校監督支援センターが毎年行う建築物等定期点検業務委託による点検に1度追加して実施している。各センターは、受託者から各学校へ報告書を送付され、異常箇所等があった場合は、修繕依頼等の適切な対応を行なうよう、説明会において、各学校へ注意喚起を行っている。
12	教育庁	(非構造部材点検について) 委託点検を適切に実施し異常箇所への対応を行なべきもの	(非構造部材点検について) 委託点検を適切に実施し異常箇所への対応を行なべきもの	本件で指摘となつた鶴ヶ丘高校外3校において以下の是正・改善措置を行った。 鶴ヶ丘高校は、天吊りプロジェクト等11点の落下防止対策工事を発注し、令和6年7月8日に完了した。あきる野学園は、令和6年8月に行う非構造部材委託点検は、各学校監督支援センターが毎年行う建築物等定期点検業務委託による点検に1度追加して実施している。各センターは、受託者から各学校へ報告書を送付され、異常箇所等があった場合は、修繕依頼等の適切な対応を行なうよう、説明会において、各学校へ注意喚起を行っている。
12	教育庁	(非構造部材点検について) 委託点検を適切に実施し異常箇所への対応を行なべきもの	(非構造部材点検について) 委託点検を適切に実施し異常箇所への対応を行なべきもの	(前頁から) 都立学校教育部は、令和6年9月25日付通知文により、直近に実施された委託点検報告書の見直しを行い、異常箇所についてはやかに適切な対応をとるよう周知した。また、令和7年4月17日の経営企画課(室)長連絡会及び設事務説明会で、報告書で異常箇所が示された場合は、都立学校教育部が発出した通知に基づき必要な対応を行なう注意喚起を行なった。【2-エ】
		1 アイウエ ◎	2 アイウエ ○	

対象局 (団体) 番号	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
13 教育庁	（非構造部材 点検について） 非構造部材目 視点検を適切 に実施し異常 箇所への対応 を速やかに行 うべきもの	<p>都立学校教育部及び各学校は、文部科学省が定めるガイドブックに基づき、部は専門的見地から、各学校は日常的に施設を使用する立場から、それぞれ非構造部材点検を実施し、文部科学省へ報告することとされています。</p> <p>部が行う非構造部材委託点検は、各学校監督支援センターが毎年行う建築物等定期点検業務委託に3年に1度追加する形で、セントラルは、受託者から各学校へ報告書を送付され、異常箇所等があつた場合には、修繕依頼等の適切な対応を行なうよう、説明会において、各学校が注意喚起を行なっており、各校は、異常を早期に発見するため、内容に応じ、年に1回もしくは毎学期1回、自ら点検を行なっているが、①適切に点検が実施されていない（瑞江高校、一橋花畑学園）、②異常箇所への対応が適切に実施されない（大島高校、小石川中等教育学校、大塚ろう学校、府中けやきの森学園）等、点検又は点検後の対応が適切に実施されていない事例が確認された。</p> <p>各学校が点検において異常を見落としたこと、また、異常について各学校で対応可能な対策を速やかに行なわれたい。</p> <p>各学校は、非構造部材目視点検を適切に実施するとともに、早期に実施及び異常箇所への対応が適切である。そのため、以下の再発防止策を行なった。</p> <p>（次頁へ続く）</p>	<p>本件で指摘となつた瑞江高校外8校において以下の是正・改善措置を行なった。</p> <p>瑞江高校は、令和6年8月21日に、職員室の棚置きテレビによる固定を行ない、転倒防止ロープによる固定を行なった。</p> <p>一橋高校は、令和6年8月9日に、職員室の冷蔵庫や廊下のロッカーに転倒・落下方止の器具を取り付け、対策を完了した。</p> <p>两国高校は、令和6年9月3日に、教職員に周知の上、耐震固定されていないうな下駄箱を撤去した。</p> <p>青梅総合高校は、令和6年7月30日に、トレーニングルーム入口ロッカーに、L字金具を取り付け、転倒防止対策を完了した。</p> <p>花畑学園は、令和6年8月14日に、経営企画室及び職員室のロッカーに、L字金具を取り付け、転倒防止対策を完了した。</p> <p>大島高校は、令和6年8月14日に、進路指導室や廊下のロッカーに金具を取り付け、転倒防止対策を完了した。</p> <p>小石川中等教育学校は、令和6年8月6日に、保健室廊下離口となりのロッカーに転倒防止器具を取り付け、対策を完了した。</p> <p>大塚ろう学校は、令和6年8月14日に、窓ガラス周辺にあつたプリンターを移動し、転倒防止対策を完了した。</p> <p>府中けやきの森学園は、令和6年8月14日に、体育館倉庫内のロッカーに、転倒防止器具を取り付け、対策を完了した。</p> <p>本件の誤りの発生原因は、学校に基づく異常箇所への適切な対応に関する都立学校教育部による周知徹底が不足していたことである。そのため、以下の再発防止策を行なった。</p>

対象局 (団体) 番号	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要						
13 教育庁	（非構造部材 点検について） 非構造部材目 視点検を適切 に実施し異常 箇所への対応 を速やかに行 うべきもの	<p>（前頁から）</p> <p>都立学校教育部は、令和6年9月25日付通知文により、今回の監査での指摘事例を例示し、「学校施設の耐震化ガイドブック」に基づき学校で確実に点検を実施すること及び異常が判明した箇所に速やかな対策を講じることを周知した。</p> <p>また、令和6年1月19日付通知文により、点検結果集計表を提出するよう求め、各学校の異常箇所と対応状況を確認し、改善に向けた指導を行なった。</p> <p>さらに、令和7年4月17日の経営企画課（室）長連絡会及び令和7年4月24日の都立学校施設事務説明会で、報告書で異常箇所があった場合は、都立学校教育部が発出した通知に基づき必要な対応を行なうよう注意喚起を行なった。</p> <p>【2-エ】</p>	<p>（非構造部材 点検について） 非構造部材目 視点検を適切 に実施し異常 箇所への対応 を速やかに行 うべきもの</p> <table border="1"> <tr> <td>1</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>Ⓐ</td> <td>Ⓑ</td> </tr> <tr> <td>◎</td> <td>○</td> </tr> </table>	1	2	Ⓐ	Ⓑ	◎	○
1	2								
Ⓐ	Ⓑ								
◎	○								

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
14	保健医療局	※(看護師等修学資金について) 満納金の回収に向けた取組の強化について	<p>医療政策部は、看護師等養成施設等に在学し、将来都内で看護業務に従事する意思がある者に対し、修学資金を貸与する。東京都看護師等修学資金貸付金は無利子とすること、正当な理由がなく修学資金を返還すべき旨までに返還しなかったときは、延滞利子を支払わなければならぬことを定めている。</p> <p>令和5年度末時点の元金及び延滞利子の滞納者数について確認したところ、3か月以上元金の返還がない者は245名、元金の返還は完了しているものの、3か月以上延滞料の支払いがない者は435名となっていた。</p> <p>これららの滞納者に対する催告状況は確認したところ、元金は、平成20年度から現在までに回収会社や弁護士事務所へのみ業務委託を行い、受託者は、原則として四半期ごとに文書及び電話による催告に加え、対象者を精査した上で現地訪問を行って、各年度で受託者への支払額以上との償還を回収していた。</p> <p>一方、延滞料は、業務委託の対象に含めておらず、都の担当者が、原則として年1回の文書による催告を行っているのみであった。</p> <p>修学資金を適正に返還している貸与者ははじめ、都民が不公平感を覚えることがないよう、滞納金の回収に取り組む必要がある。また、今後は滞納整理をより一層効率的に行っていくことが求められている。</p> <p>部は、滞納金の発生防止に努め、延滞利子についても業務委託の対象に含めるなど、滞納金の回収に向けた取組を強化していくことが望まれる。</p>	<p>医療政策部は、令和6年9月5日開催の担当者会議において、元金及び延滞料の滞納金の効率的回収に向け、回収実績等を踏まえ、滞納金回収業務委託内容等を総合的に見直していくことを、局長令和6年9月11日付通知文により、元金だけでなく延滞料も含め、滞納金についてもより一層効果的・効率的な滞納整理を行っていくことを各部・所へ周知を行った。</p> <p>【1-エ】</p> <p>医療政策部は、令和7年度滞納金回収業務委託について、延滞料の滞納金についても含めた仕様とし、令和7年6月2日3日付けで契約締結した。【1-エ】</p> <p>医療政策部は、令和6年度においては、従来年1回実施している都職員による催告を2回実施することとし、第1回は令和6年1月16日付催告書により、第2回は令和7年2月28日付催告書により実施した。また、令和7年7月第1回目の催告については、令和7年5月30日付催告書により医療政策部職員が実施した。【1-エ】</p>
		1	2	
		アイウエアイウエ	◎	

[令和6年工事監査]			
番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約
			講じた措置の概要
15	水道局	工事請負契約により、給水所で鉄筋コンクリート構造物の製造工事を行っている。工事に当たって、建築基準法における作物として、構造図に含めた申請図について、申請者から要更に所管行政庁から確認を受けた設計図書により工事を発注した結果、所管行政庁から一部撤去と配筋の修正を実施した。	誤りの第1回原因は、建築基準法における工作物の申請手続について、設計部署である建設部が十分に把握できていなかったことによる。建築確認証取得後の所管行政庁との協議等の協議が不十分となり、申請図と発注図に齟齬が生じたことである。建築基準法における申請手続の理解を深め、建築確認証を取得する工事において、設計、起工、施工時の各段階において、設計課、内会議や、同年1月1日より開催の設計・工務課長代行会議に於いて、適切な手続を徹底することとする。

対象局 (団体) 番号	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
水道局 15	建築基準法に に基づき確認を 受けた申請する に適合する申請 書類を提出し、 工事を発注す べきもの	（前頁から） 局は、令和7年8月4日の全ての局長級職員及び本庁部長級が出席する会議において、局長から指示により、設計や施工時の適正性について意識を高め、事業の手戻りや不要な支出の防止について局全体で取り組むこととした。【2-エ】	
1	アイウエアイウエ	◎	
2	アイウエアイウエ	◎	

対象局 (団体) 番号	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
水道局 16	工事請負契約 におけるイン フレスライドに 係る手続を行 べきもの	（前頁から） 職員部は、令和7年1月9日付通知文により、局内に監査結果を通知し、指摘事項の周知徹底及び注意喚起を行った。また、同月20日の所長会において、説明し、再発防止に向けた注意喚起及び各所属の職員への周知徹底を依頼した。さらに、適切な制度の運用についてより確実に周知すべく、会議資料を全ての関係職員が閲覧可能な掲示板に掲載した。【2-エ】 令和7年度の人事異動に伴い、建設部は、令和7年4月2・3日の建設計部長等が出席する建設部系列連絡会においても事案を周知し、各部署の職員への周知徹底と、条項の趣旨の共有や速やかな事務処理に向け受注者に協力要請することを依頼した。また、令和7年7月29日に開催された本技術系課長会においても、本指導に開催する原因と再発防止について周知した。今後も、定期的に開催する連絡会等の場を活用して組織的に注意喚起を行っていく。 【2-エ】 建設部は、新たな取組として、令和7年8月1・8日付の各事務所及び東京水道株式会社あての通知で、受注者と行う契約後1回目の工事打合せにおいて、各建設部系列連絡会等で関係部署について周知し、改めて制度の趣旨について情報共有した。また、スライド請求が複数回行われる場合、その都度スライド額の算定及び協議を実施して契約変更を行うことや、その都度受注者に対して物価見直しの必要性等、制度の趣旨を説明し、併せて請約金額の変更について周知徹底した。【2-エ】 （次頁へ続く）	
1	アイウエアイウエ	◎	
2	アイウエアイウエ	○	

[令和6年財政援助団体等監査]

番号	対象局 (団体) 措置区分	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
17	スポーツ推進本部(一般財團法人東京マラソン財团)	財務規程等による、財団の書類など支出の根拠となる支出負担行為に基づき、支払内容、債権者、金額を確認した上、債権者の請求書により、支払額調査書を作成した上で支出することを許可し、一般に請求書が発行されない取引については請求書に代わる証拠書類に基づくことがでらるとしている。	誤りの発生原因は、職員に対する資金前渡の適切な処理について周知を徹底していくなかったことにあります。財団は、令和7年6月30日に実施した全職員向けの事業説明会において、現金を要する場合には、資金前渡による処理が原則である旨を改めて周知するとともに、資金前渡の適切な適用に当たっての留意点を取りまとめました。【2-2-エ】	（前頁から）財団の事業の経費は、架空の取引の計上と事業実施に必要な取引の計上と事業実施に必要な取引の実施を防止する観点から、その支出の根拠となる支出負担行為について財団の意思決定を行った後に、支出負担行為の証拠書類に基づき支払うべきところ、職員の判断で経費を支払い、事後に財団の支出を行っていることは適正でない。財団は、職員立替による経費の支払う方法（以下「職員立替」という。）に係る規定はないまま職員が経費の支出を決定し立て替えて支払つて居た事後には、定例的な全職員向け事務説明会や、毎月開催している幹部会等での周知を継続していく。

番号	対象局 (団体) 措置区分	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
17	スポーツ推進本部(一般財團法人東京マラソン財团)	（財務に係る事務の統制について）職員立替による経費の支払を行う業務の手順を決めるべき。	これは、架空の取引の計上と事業実施に必要な取引の実施を防止するため、事業担当本部と管理本部が相互にけん制する仕組みとしているものである。一方、財務規程等によると、事業現場その他の支払を必要とする経費などは資金前渡を用いることが可能であるとされている。そこで、2023大会年度における支払額調査について見たところ、事業費の支出に係る支払額調査書について見えたところ、事業費の支出のうち、854件の取引のうち、1,854件2,15万10,2円、うち管理費11件5万3,8円、計2,20万4,40円について、職員立替により経費を支払っている。職員立替により支払っている経費の内容について見ると、道路使用料、旅費、賃借料、ランニングイベント備消耗品等で、全てがあらかじめ必要性と必要量が明らかなるものであり、支出負担行為の意思決定の上、職員立替によらない方法による処理が可能なである。（次頁へ続く）	（前頁から）財団の事業の経費は、架空の取引の計上と事業実施に必要な取引の実施を防止する観点から、その支出の根拠となる支出負担行為について財団の意思決定を行った後に、支出負担行為の証拠書類に基づき支払うべきところ、職員の判断で経費を支払い、事後に財団の支出を行っていることは適正でない。財団は、職員立替による経費の支払を行わないよう、業務の手順を改められない。

対象局 (団体) 番号	事項 措置区分	監査結果の要約	講じた措置の概要
財団は、物品を貸借対照表の資産項目に記載する。2023年度の貯蔵品は、5,68万6,514円には、協賛物品であるボランティア、エヴァ3,455万7,900円が含まれている。	財団は、協賛物品について、受入れ、拠出し、在庫数量の確認（以下「出納管理」という。）に係る規程を定めていない。また、業者による出納管理が実施できていなかったことにある。	財団は、令和7年6月の理事会にて財産管理制度を改正し、協賛物品の出納管理に係る項目を規定した。事業担当者は、協賛物品を払受け入れ・払い出しおの記録がなく、期初における在庫数量の確認について、経理部が決算日に在庫を確認することとした。また、経理部は定期的に業者から物品の払い出し報告を受け、管理台帳の内容を確認する。出納管理は、業者による出納管理と並行して、業者から定期的に在庫を確認しているとしている。令和7年7月16日には、業者による出納管理が実施され、協賛物品は、次回の大会後まで保管されることとされた。	財団は、令和7年7月16日には、業者による出納管理が実施され、協賛物品は、次回の大会後まで保管されることとした。令和7年7月16日には、業者による出納管理が実施され、協賛物品は、次回の大会後まで保管されることとされた。
（財務に係る事務） スポーツ推進本部（一般財团法人東京マラソン財團） について規程を定めることも、出納管理を行うべきものがある。	（財務に係る事務） スポーツ推進本部（一般財团法人東京マラソン財團） について規程を定めることも、出納管理を行うべきものがある。	（財務に係る事務） スポーツ推進本部（一般財团法人東京マラソン財團） について規程を定めることも、出納管理を行うべきものがある。	（財務に係る事務） スポーツ推進本部（一般財团法人東京マラソン財團） について規程を定めることも、出納管理を行うべきものがある。

対象局 (団体) 番号	事項 措置区分	監査結果の要約	講じた措置の概要
「ONE TOKYO」のイベン ト開催を行ったことによる 収益が、会員登録料等の収 益と併せて、年間の収益を 構成する。 （計画的な事業の実施につ いて） スポーツ推進本部（一般財团 法人東京マラソン財團） のランニングイベントを計 画的に行なうべきもの	「ONE TOKYO」のイベント開催を行ったことによる収益が、会員登録料等の収益と併せて、年間の収益を構成する。 （計画的な事業の実施について） スポーツ推進本部（一般財团法人東京マラソン財團）のランニングイベントを計画的に行なうべきもの	「ONE TOKYO」のイベント開催を行ったことによる収益が、会員登録料等の収益と併せて、年間の収益を構成する。 （計画的な事業の実施について） スポーツ推進本部（一般財团法人東京マラソン財團）のランニングイベントを計画的に行なうべきもの	「ONE TOKYO」のイベント開催を行ったことによる収益が、会員登録料等の収益と併せて、年間の収益を構成する。 （計画的な事業の実施について） スポーツ推進本部（一般財团法人東京マラソン財團）のランニングイベントを計画的に行なうべきもの
1 アイ ウ エ ア イ ウ エ ◎ ○	2 アイ ウ エ ア イ ウ エ ○	1 アイ ウ エ ア イ ウ エ ◎ ○	2 アイ ウ エ ア イ ウ エ ○

対象局 (団体) 番号	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要									
20	財團は、ランニングイベントのうち、令和4年8月11日に、東京都に所在する御岳山で実施した有料のトレイルランニングについて明確化できていなかったことにある。	誤りの発生原因は、東京マラソン財團公式クラブである「ONE TOKYO」事業の収益化に係る方針に於び施策支援並びに東京の産業振興に必要な材の育成を目的として実施する事業に要するとして定めた経費を都単独の補助金として交付している。	財團は、事業年度計画において、オプションの提供及び価格設定について定めることとし、令和7年4月に参加料収益を原価以上に設定する旨を定めた2025年度ONE TOKYO事業計画を策定した。【2-ア】									
21	本部(一般財团法人東京マラソン財团)スポート推進方針を定めた上でランニングについて、方針を定めた提供価格が原価を下回ることにオブションが設定され、[ONE TOKYO]会員に対するサービスであるとしている。	（計画的な事業の実施について）	今後、類似の事業が発生する際の原価は6,000円に対し、財團が原価を下回っており、これについて、財團は、「ONE TOKYO」会員に対するサービスであるとしている。しかしながら、「ONE TOKYO」に係るイベント7件のうちこのオブションが設定されることは、[ONE TOKYO]会員に対するサービスとしてのオブションの方針を定めた上でランニングについて、方針を定めたものは確認できない。	（計画的な事業の実施について）	誤りの発生原因は、東京マラソン財團公式クラブである「ONE TOKYO」事業の収益化に係る方針に於び施策支援並びに東京の産業振興に必要な材の育成を目的として実施する事業に要するとして定めた経費を都単独の補助金として交付している。	財團は、事業年度計画において、オブションに係る損益について明確化できていなかったことにある。	財團は、事業年度計画において、オブションの提供及び価格設定について定めることとし、令和7年4月に参加料収益を原価以上に設定する旨を定めた2025年度ONE TOKYO事業計画を策定した。【2-ア】	今後、類似の事業が発生する際の原価は6,000円に対し、財團が原価を下回っており、これについて、財團は、「ONE TOKYO」会員に対するサービスであるとしている。	（計画的な事業の実施について）	誤りの発生原因は、東京マラソン財團公式クラブである「ONE TOKYO」事業の収益化に係る方針に於び施策支援並びに東京の産業振興に必要な材の育成を目的として実施する事業に要するとして定めた経費を都単独の補助金として交付している。	財團は、事業年度計画において、オブションの提供及び価格設定について定めることとし、令和7年4月に参加料収益を原価以上に設定する旨を定めた2025年度ONE TOKYO事業計画を策定した。【2-ア】	今後、類似の事業が発生する際の原価は6,000円に対し、財團が原価を下回っており、これについて、財團は、「ONE TOKYO」会員に対するサービスであるとしている。

対象局 (団体) 番号	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要									
21	産業労働局(公益財團法人東京しごと財團)	都は、公益財團法人東京しごと財團補助金交付要綱に基づくに係る敷金等の会計処理に則り、財團に對し、都における雇用財團職員における会計実務上の認識不足に起因したものである。財團は、令和7年1月1日付で、敷金相当額890万350円について「保証金」(長期仮払金)及び「長期預り金」への適正化修正是実行した後、当該修正内容を反映した財務諸表を作成したために東京ジョブコーチ支援事業を実施しており、契約において、令和元年度に受託者である社会福祉法人に受託事業の実施に必要な施設を借り上げることを得た。【1-ウ】	（計画的な事業の実施について）	都は、公益財團法人東京しごと財團補助金交付要綱に基づくに係る敷金等の会計処理に則り、財團に對し、都における雇用財團職員における会計実務上の認識不足に起因したものである。財團は、令和7年1月1日付で、敷金相当額890万350円について「保証金」(長期仮払金)及び「長期預り金」への適正化修正是実行した後、当該修正内容を反映した財務諸表を作成したために東京ジョブコーチ支援事業を実施しており、契約において、令和元年度に受託者である社会福祉法人に受託事業の実施に必要な施設を借り上げることを得た。【1-ウ】								
20	1 アイ ウエ アイ ウエ ◎	2 アイ ウエ アイ ウエ										

(次頁へ続く)

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約		講じた措置の概要	
			指置区分	監査結果の要約		
21	産業労働局(公 益財團法人東 京しごと財團)	敷金相当額の 都補助金収入 及び外部委託 支出に關する 会計処理を適 正に行うべき もの	1 ア イ ウ エ ア イ ウ エ ○ ◎	2 ア イ ウ エ ア イ ウ エ ○ ◎	(前頁から) しかししながら、敷金相当額に 關する支出は、施設の退去時に 受託者から財團に返還される ことが前提であり、支出の時点で は、経済的価値の喪失は生じて いないため、費用処理をすべき ものではなく、これに対応した 収益処理も、することはできない 。このため、受託者に対する支 出を仮払金等に資差計上し、 補助金収入を受けた際に長 期預り金等がいずれも890 万3,500円過少に計上されてお り、財團の財政状態が適正に表 示されていない。財團は、都補助 金収入を受けた敷金相当額につ いて適正な会計処理を行い、貸 借対照表を修正する必要があ る。 財團は、敷金相当額の都補助 金収入及び外部委託支出に關す る会計処理を適正に行われた い。	東京都中小企業団体中央会 は、中小企業等協同組合など 健全な発達を図り、併せて中小 企業の振興を図るために必要な 事業を行ふことを目的として設 立された団体、専門から「中小企 業新戦略支援事業(団体向け)」 の補助を受け、中小企業・小規模 事業者が多い出版やホームページ などの業界の「繋ぐ力」を強化 するため、団体による取組を支 援している。この事業では、中央 会が団体に対して、コーディネ ータの派遣、経費助成、特別支援 を実施している。 (次頁へ続く)
22	産業労働局(東 京都中小企業 団体中央会)	※業界活性化 支援後の特別 フォローについて			局は、令和7年度の補助金交付 要綱及び実施計画に、中央会によ る特別支援後のフォローについて 定めるとともに、実施要綱等にお いて、特別支援終了の半年後に 定期的に、実施要綱等を行うこととし た。また、令和6年度より、過年 度の取組をリフレッシュして、 広報誌やホームページに掲載して、 とともに、中央会の会員組合へ配 布するなどして周知を図ることとし た。また、中央会で、他の支援策との連携を促す仕 事の派遣、経費助成、特別支援 を実施している。	

番号	対象局 (団体) 措置区分	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
22	産業労働局(東京都中小企業団体中央会)	※業界活性化特別支援後のフォローについて	<p>(前頁から) このうち令和4年度及び令和5年度の特別支援について、局が設定した「デジタル技術活用による業界活性化プロジェクト」をテーマにしており、中央会が、そのテーマに基づく団体による取組を公募・審査の上、選定された団体に上限5,000万円で業界活性化事業の実施を委託している。令和4年度及び令和5年度には、各6件計1.2件の業界活性化事業が実施された。</p> <p>また、業界活性化事業の受託団体は、委託契約に基づいて、その業界活性化に向けた課題を整理しており、今後の取組予定、団体内各事業者への参加促進、同じような課題を有する他業種への参画事例としての情報発信などを中央会に対して報告している。</p> <p>そこで、特別支援後のフォローについて中央会に確認したところ、中央会では、指導員が行う年1回程度の会員組合への足例的な巡回訪問で状況把握に努めている程度であった。専も、中小企業新機軸支援事業(団体向け補助金交付要綱)に特別支援後の取組について定めておらず、中央会に対して、報告や取組を求めていない状況となつておらず、受託団体の属する業界活性化と受託団体の属する業界活性化との目的からすると十分とは言えない状況であった。</p> <p>こうしたことから、局が、委託契約で報告された当該業界活性化に向けた課題を把握・分析することを中央会が行う補助事業に位置付け、例えば、必要に応じて、特別支援後もコーディネータ派遣などのフォローを行い、当該業界活性化の取組を継続的に実施するなど、局が求める「稼ぐ力」の強化につなげていくことが期待される。</p> <p>局は、業界活性化という補助目的達成のため、中央会が積極的に特別支援後のフォローを働きかけるよう仕組みを構築するなど、後押しすることが望まれる。</p>	
		1	2	
		アイウエアイウエ	◎	

[令和6年行政監査]

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
23	教育庁	ケア・コミッショナーを平時から選任すべきもの	都立施設を活用した一時滞在施設の施設管理者は、都立一時滞在施設が発災時に機能するよう、平時に準備すべき事項や災害時の具体的な運用等を定めた運営計画をあらかじめ策定しておき必要がある。また、施設管理者は、平時からケア・コミッショナーを職員の中から選任し、ケア・コミッショナーは、要配属者等への対応の観点から、運営計画の策定等に参加することとなっている。	芝商業高校は、令和6年10月4日に一時滞在施設運営計画を改定するとともに、ケア・コミッショナーを選任した。【1-エ】広尾高校は、令和6年1月20日に一時滞在施設運営計画を改定するとともに、ケア・コミッショナーを選任した。なお、広尾高校は、令和7年6月30日付けで一時滞在施設の指定を解除されている。【1-エ】
24	教育庁	帰宅困難者等の安全を確保できるよう家具類の転倒・落下方上対策を行なうべきもの	都立施設を活用した一時滞在施設の施設管理者は、地震発生時に帰宅困難者等を安全に受け入れられるよう日頃から家具類の転倒・落下防止対策を行なうべきである。	三田高校は、柔道場及び剣道場に設置されている下駄箱について、入り口床に設置するとともに入れられるよう日頃からオフィス家具類の転倒・落下防止用のつっぱり棒を設置し、転倒防止策を行った。【1-イ】農西工科高校は、和太鼓を床に置くことで、安全を確保することとした。【1-イ】

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
24	教育庁	帰宅困難者等の安全を確保できるよう家具類の転倒・落下方上対策を行なうべきもの	都立施設を活用した一時滞在施設の施設管理者は、地震発生時に帰宅困難者等を安全に受け入れられるよう日頃から家具類の転倒・落下防止対策を行なうべきである。地震時には落下する危険性があつた。【1-エ】	三田高校は、柔道場及び剣道場に設置されている下駄箱について、入り口床に設置するとともに入れられるよう日頃からオフィス家具類の転倒・落下防止用のつっぱり棒を設置し、転倒防止策を行った。【1-イ】農西工科高校は、和太鼓を床に置くことで、安全を確保することとした。【1-イ】

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約		講じた措置の概要
			措置区分	監査結果の要約	
26	総務省	※ (備蓄品について) 備蓄品の更新について	1 2	総務省は、都立一時滞在施設に受入予定の帰宅困難者の3日分の飲料水、食料等の備蓄品を配備している。 また、備蓄品の更新分も局が一時滞在施設のうち、令和6年購入と回収した備蓄品の再利用度に更新する食料がある施設に対し、更新分の食料の買入れに係る契約及び賃料期限到来前の食料を回収し社会福祉法人等に配布するための運搬等に係る契約を締結している。 食料の更新に係る一連の業務について見たところ、更新対象の品目について、回収から納品までの約3か月間、備蓄が不足する状態となり、これが認められた。 令和6年度については、能登半島地震の影響により、例年より納品予定が遅くなつてはいるものの、備蓄品の更新に当たっては、回収から納品までの期間では、可能な限り短縮させる対策をすべきところ、各契約の仕様書において、こうした対策が十分に講じられているとはいえない。 局は、発災時の受入者3日分の備蓄品について不足することがないよう、継続的な更新サイクルを構築し、計画的に更新することが重要である。局は、効率的かつ有効に備蓄品を更新することが望まれる。	令和7年度における備蓄品の更新に係る契約（「令和7年度災害用備蓄品の買入れ（クラッカーパー）」及び「令和7年度備蓄品の運搬等委託（クラッカーパー）」）に際しては、①備蓄品の一時滞在施設において、令和6年購入と回収した備蓄品の再利用度を適正な時期に実施するために、回収予定の備蓄品については賞味期限の時期によって契約を締結するとともに、②各都立一時滞在施設において、備蓄品の回収と納品を同時に完了できるよう、これまでの備蓄品購入契約と備蓄品搬送契約の範囲の見直しを実施することを通じて、効率的な備蓄品を記載し、適切に対応することとした。同計画について、総務省は、当該年終了後、順次更新を図っていく。【1-エ】
				事業推進担当（帰宅困難者対策担当）は、令和7年3月中に事務官職書に明記し継承している。【1-エ】	

番号	対象局 (団体) 措置区分	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
	(前頁から)			
28	教育庁	（一時滞在施設を含む）学校の防災拠点について	（そのような状況の中、学校が発災時に防災拠点としての役割を臨機応変に果たすために、事前に、各学校と区市町村との間で、運営方法や運営要員の確保、両施設の受け入スペースが重複した際の開設の決定方法等について十分に協議し、具体的な手順の確認を行い、各学校の運営計画等に反映する必要がある。そのため、府は、総務局に対し両施設の受入スペースが重複した際の取扱いを示すよう求めた上で、学校の防災拠点としての考え方を整理し、両施設が競合した際の運営計画の策定や区市町村との調整を行なう際の注意事項等を学校へ示す等、学校の取組を支援することが望ましい。府は、局と連携し、一時滞在施設を含む学校の防災拠点として、一時滞在施設の考え方を整理し、学校の取組を含む学校の防災拠点としての考え方を整理し、学校の取組を支援することが望まれる。	（そのような状況の中、学校が発災時に防災拠点としての役割を臨機応変に果たすために、事前に、各学校と区市町村との間で、運営方法や運営要員の確保、両施設の受け入スペースが重複した際の開設の決定方法等について十分に協議し、具体的な手順の確認を行い、各学校の運営計画等に反映する必要がある。そのため、府は、総務局に対し両施設の受入スペースが重複した際の取扱いを示すよう求めた上で、学校の防災拠点としての考え方を整理し、両施設が競合した際の運営計画の策定や区市町村との調整を行なう際の注意事項等を学校へ示す等、学校の取組を支援することが望ましい。府は、局と連携し、一時滞在施設を含む学校の防災拠点として、一時滞在施設の考え方を整理し、学校の取組を含む学校の防災拠点としての考え方を整理し、学校の取組を支援することについて）

番号	【令和7年定期監査】		監査結果の要約	講じた措置の概要
	対象局 (団体) 措置区分	事項		
29	総務局	（道路交通法等協議書）の協議事項について	（道路交通法では、道路において工事又は作業をしようとする者等は、所轄警察署長へ、工事等を行う場所や期間、方法等を申告しなければならないとして、道路の管轄者が道路の維持管理のための工事等を行おうとするときは、所轄警察署長へ時期、方法等を協議すれば足りるとしている。このため小笠原支庁は、道路の維持管理で年間を通じて必要な工事等の一覧を作成し、所轄警察署にて記載するとともに、契約金額に反映させた。【2-1】）	（道路交通法では、道路において工事又は作業をしようとする者等は、所轄警察署長へ、工事等を行う場所や期間、方法等を申告しなければならないとして、道路の管轄者が道路の維持管理のための工事等を行おうとするときは、所轄警察署長へ時期、方法等を協議すれば足りるとしている。このため小笠原支庁は、道路の維持管理で年間を通じて必要な工事等の一覧を作成し、所轄警察署にて記載するとともに、契約金額に反映させた。【2-1】）

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
30	総務省 総務局 総務課	委託契約について書面によつて協議を適正に行うべきもの	<p>総合防災部は、指定給油所に準備手順・給油実施手順等について研修及び訓練を実施する業務を委託している。また、東京都契約事務規則では、標準契約書が定められたときは、当該契約書に準拠した契約書を作成することが定められている。委託契約による標準契約書では、協議は書面により行なわなければならぬことや、託者が必要があることを明記している。</p> <p>研修について仕様書では、受託者と協議の上、契約変更を行なうことができるが定められている。</p> <p>画面形式で研修時間は合計1時間30分程度、研修内容は①災害時の報告連絡及び給油実施手順等、②発災直後の給油所設備の点検等と定めている。</p> <p>部は、令和5年度に同研修を1時間30分程度の動画で実施したことから、受託者の意見がいつまであることから、契約締結後に研修は、本契約で新規に作成する定修動画の視聴と、過去に全社定給油所に配布している訓練DVD等を確認する時間を合わせて1時間30分程度とするよう指示したとしている。</p> <p>しかししながら、部は、書面による協議を行つておらず、契約変更の要否や、当該協議の内容が確認できない状況であり、適正でない。部は、委託契約について書面による協議を適正に行われたい。</p>	<p>誤りの発生原因は、東京都契約事務規則で定める標準契約書に関する理解不足により、仕様書に受託者との協議を書面で行なうべきことを記載されていないことによるものである。</p> <p>総合防災部においては、令和7年度の研修・訓練の委託を行なうため、受託者と定期的な会合せを実施して履行状況を適切に把握することで、内 容を書面に残すこと及び、(2)実施内容を行なうことによって協議することを明記した。 【2-1】</p> <p>また、総務部においては、令和7年4月付の改定文により、委託契約における留意点を書面により行ない記録を残すとともに、(2)実施事例を紹介するとともに、契約内容の変更により、契約相手方との協議が必要な場合は、必ず書面により行なう。今後、委託契約における留意点を示すことで、局内へ周知した。</p> <p>今後、次年度の準備契約の事務処理を局内へ行う際、指標に基づき留意点を注意喚起していく。 【2-2】</p>
		1 アイ ウエ アイ ウエ ◎ ○	2 アイ ウエ アイ ウエ ◎ ○	

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
31	デジタルサー ビス局	契約変更手続 及び完了検査 及び完了検査 を行なうべきもの	<p>デジタルサービス推進部は、イベントの展示ブースにおいて、来訪者にスマートシティ東京の取組を分かりやすく伝えるために放映する動画の編集・制作の委託契約を締結している。この契約の契約内訳書を確認したところ、納品データ作成費は5万円となり、納品物及び完了届に添付された納品書類を確認したところ、受託者が納品した納品データは4本となっている。</p> <p>本会議において、仕様内容の変更が生じた場合に、納品者は、口頭ではなく、文書による協議を適切に実施すること及び契約変更が必要が判明した際は、適正化する旨を説明した。</p> <p>受託者が制作する納品データ数に変更が生じたにもかかわらず、部は契約変更手続を行っておらず、適正でない。</p> <p>完了検査について確認したところ、仕様書では動画1本につきDVD1本（合計5本）を要強調し、根拠資料を適切に確認が、①前述のとおり、納品されたデータは4本である、②完了検査日である令和7年3月31日には納品されていなかつた、③完了届に添付された納品書類には、納品データが令和7年4月7日に保存されたものであることが記されていた。</p> <p>上記①から③の状況で、検査員が令和7年3月31日付けで検査合格としているのは、適正でない。</p> <p>契約変更手続及び完了検査を適正に行われたい。</p>	<p>誤りの発生原因は、契約変更や完了検査の際の確認が十分でなかったことによるものである。</p> <p>デジタルサービス推進部では、令和7年9月4日に部門内管理職を集めた会議にて、令和7年定期監査の指摘事項について、周知した。</p> <p>本会議において、仕様内容の変更が生じた場合に、納品者は、口頭ではなく、文書による協議を適切に実施すること及び契約変更が必要が判明した際は、適正化する旨を説明した。</p> <p>受託者が制作する納品データ数に変更が生じたにもかかわらず、部は契約変更手続を行っておらず、適正でない。</p> <p>完了検査について確認したところ、仕様書では動画1本につきDVD1本（合計5本）を要強調し、根拠資料を適切に確認が、①前述のとおり、納品されたデータは4本である、②完了検査日である令和7年3月31日には納品されていなかつた、③完了届に添付された納品書類には、納品データが令和7年4月7日に保存されたものであることが記されていた。</p> <p>上記①から③の状況で、検査員が令和7年3月31日付けで検査合格としているのは、適正でない。</p> <p>契約変更手續及び完了検査を適正に行われたい。</p>
		1	2	
	アイウエアイウエ	アイウエアイウエ	◎○	